

所 属 長 各 位

財 政 部 長
(財政部契約課)

「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和8年度設計業務委託等技術者単価の適用」の運用に係る特例措置について

このことについて、令和8年3月1日以降に契約を行う工事及び業務委託のうち、令和7年度公共工事設計労務単価(以下「旧労務単価」という。)及び設計業務委託等技術者単価(以下「旧技術者単価」という。)を適用して予定価格を積算した契約につきましては、下記のとおり特例措置を講ずることとしたところです。

つきましては、各課において、該当する契約等がありましたら、適切に対応されますようお願いいたします。

記

1 措置の内容

受注者は、契約書約款(契約に定めのない事項)の定めに基づき、旧労務単価及び旧技術者単価に基づく契約を、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)及び令和8年度設計業務委託等技術者単価(以下「新技術者単価」という。)に基づく契約に変更するための請負代金額又は委託料(以下「請負代金額等」という。)の変更協議を請求することができることとします。

2 対象となる工事等

令和8年3月1日以降に契約を行う工事及び業務委託のうち、旧労務単価及び旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているものとし、見積単価は対象外とします。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額等については、次の式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された工事価格又は業務価格

k : 当初契約の落札率

4 協議の請求期限

特例措置に係る請負代金額等の変更協議請求期限は、原則、工期末の30日前までとし、様式1により担当課に請求してください。(契約締結時には、本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明してください。)

5 技能労働者の賃金水準の引き上げ等について

賃金水準の変更により請負代金額等の変更契約の締結を行う場合には、元請企業と下請企業の間で締結する請負契約の金額の見直しや、技術労働者への賃金水準の引き上げ等についても適切に対応されますようお願いいたします。